

## 葉山町地域生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業の実施について、必要な事項を定め、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう柔軟な事業形態による地域生活支援事業を効率的及び効果的に実施することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (4) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

### (事業内容)

第3条 葉山町が実施する地域生活支援事業は、次に掲げるものとする。

#### (1) 相談支援事業

障害者等、障害者等の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業

#### (2) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業

#### (3) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター及び同センター機能強化事業の実施にあたり、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業

#### (4) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

#### (5) 訪問入浴サービス事業

重度の障害により、家庭において自力又は家族等の介助によっても入浴が困難な者の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行うことにより、重度障害者の衛生の保持・健康促進を図ることを目的とする事業

(6) 日常生活用具給付事業

障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の購入費の支給（以下「支給等」という。）をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業

(7) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者及び音声又は言語機能に障害のある者の相談等における意思の疎通を容易にするため、手話通訳者を設置、若しくは派遣することにより、聴覚障害者等の社会生活における自立と社会参加促進及び生活の質の向上を図ることを目的とする事業

(8) 更生訓練費

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業

（事業実施主体等）

第 4 条 事業の実施主体は、町とする。

- 2 町長は、前条第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 8 号に規定する事業の全部又は一部を、適切な運営を確保できる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。
- 3 町長が前条第 2 号及び第 4 号に規定する事業について事業者登録をしたときは、事業者は当該事業を実施することができる。
- 4 町長は、事業者が行う事業に対し、補助金を交付することができるものとする。

（事業者の登録）

第 5 条 第 3 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる事業を実施しようとする事業者は、葉山町地域生活支援事業者登録届出書（第 1 号様式）により、町長に事業者登録の届出をしなければならない。

- 2 第 3 条第 5 号に掲げる事業を実施しようとする事業者等は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する訪問入浴介護を行う指定居宅サービス事業所として同法第 70 条に基づき指定を受けた事業所等であるもの又は同法第 8 条の 2 に規定する介護予防訪問介護を行う指定介護予防サービス事業所として同法第 115 条の 2 に基づき指定を受けた事業者等であるものとする。
- 3 町長は、第 1 項の届出を受けたときは速やかに内容を審査し、登録が適当と認められるときは葉山町地域生活支援事業者登録決定通知書（第 2 号様式）により、登録が適当と認められないときは葉山町地域生活支援事業者登録却下通知書（第 3 号様式）により、事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第 6 条 事業者は、前条第 1 項の規定により登録した事項を変更するときは、葉山町地域生活支

援事業者登録変更届出書（第4号様式）により、事業を廃止、休止又は再開するときは葉山町地域生活支援事業の廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により、町長に届け出るものとする。

（報告等）

第7条 町長は、地域生活支援事業給付費の支給に関し必要があるときは、登録事業者、登録事業者であったもの、または登録事業者の従業者であった者（以下、「登録事業者であったもの等」という。）に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を命じ、出頭を求め、当該職員から関係者に対し質問をさせ、または登録事業者に関する設備、帳簿書類及びその他の物件を監査することができる。

（事業者の登録の取り消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第2項による登録を取消すことができる。

- (1) 登録事業者が、不正の手段により第5条第2項の登録の決定を受けたとき。
- (2) サービスの提供において、利用者及びその家族等に不利益又は損害が生じたとき。
- (3) サービスの提供において、必要とされる水準を満たさないことが認められたとき。
- (4) 登録事業者が、適正な事業運営を行うことが困難になったとき。
- (5) 地域生活支援事業給付費の請求に関し、不正があったとき。
- (6) 登録事業者であったもの等が、前条の規定による出頭要請に応ぜず、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をし、または監査を拒み、妨げ、または忌避したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、地域生活支援事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（不正利得等の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により地域生活支援事業給付費を受けた者、または、不適切な方法により事業を実施する者があるときは、その者に対し、当該地域生活支援事業給付費の額に相当する金額の全部又は一部について返還を求めることができる。

（利用対象者）

第10条 事業を利用できる者は、葉山町が援護の実施者となっている障害者等で、町長が事業の利用を必要と認めた者とする。ただし、知的障害児者については第2条第1号及び第2号の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は利用できるものとする。

（利用方法等）

第11条 第3条各号に掲げる事業の利用方法等の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業は、葉山町地域生活支援事業（相談支援事業）実施要綱（平成18年10月1日施行）による。
- (2) 移動支援事業は、葉山町地域生活支援事業（移動支援事業）実施要綱（平成18年10月1日施行）による。

- (3) 地域活動支援センター事業は、葉山町地域生活支援事業（地域活動支援センター事業）実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）による。
- (4) 日中一時支援事業は、葉山町地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）による。
- (5) 訪問入浴サービス事業は、葉山町重度障害者入浴サービス事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行）による。
- (6) 日常生活用具給付事業は、葉山町地域生活支援事業（日常生活用具支給等事業）実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）による。
- (7) コミュニケーション支援事業は、葉山町手話通訳者派遣事業要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）及び葉山町手話通訳者設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）による。
- (8) 更生訓練費は、葉山町地域生活支援事業（構成訓練費給付事業）実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）による。

（個人情報保護）

第 12 条 第 5 条の登録をした事業者は、この事業の実施に当たっては、利用者及びその家族の個人情報保護について十分留意しなければならない。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。